

平成31年度
原子力施設等防災対策等委託費
(基幹高度被ばく医療支援センター業務の実施)
事業

成果報告書

令和2年3月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

本報告書は、原子力規制委員会原子力規制庁の平成31年度原子力施設等防災対策等委託費による委託事業として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が実施した平成31年度「基幹高度被ばく医療支援センター業務の実施」の成果を取りまとめたものです。

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	体制の整備・維持（人材、施設、設備及び備品等）	2
2.1	事務局長の配置	2
2.2	医療体制等の整備	3
2.3	「専門家」の配置等	5
第3章	教育研修・訓練	6
3.1	自施設職員への研修の実施	6
3.2	「専門家」等への教育研修等の実施	8
3.3	高度専門的な教育研修の実施	9
3.4	自施設職員への定期訓練の実施	14
3.5	国及び地域の原子力防災訓練等への参加及び助言・指導	15
第4章	原子力災害医療関係ネットワークの構築	18
4.1	外部専門家との全国的な連携、協力体制の構築	18
4.2	全国原子力災害医療連携推進協議会への協力	20

(空 白)

第1章 はじめに

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）は、平成28年4月、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を目的に放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）を移管・統合して設立され、従前の放医研の社会的役割・任務を承継した法人である。

放医研は、放射線と人々の健康に関わる研究開発に取り組む国内唯一の研究機関であるとともに、放射線被ばく・汚染を伴う事故への対応についてもその社会的使命とし、昭和32年の設立以来、JCO臨界事故や東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島原発事故」という。）等の様々な事故に対応してきた。

また、放医研は、これらの多種多様な事故への対応に関する経験と、専門機関として培ってきた見識、ネットワークを背景に、我が国の被ばく医療及び原子力災害医療体制の整備においても重要な役割を果たしてきた。

我が国の原子力災害医療体制は、平成27年8月26日に改正された原子力災害対策指針において、「初期被ばく医療機関」、「二次被ばく医療機関」及び「三次被ばく医療機関」という原子力災害に対応する枠組みが見直され、「原子力災害拠点病院」「原子力災害医療協力機関」を各立地道府県等に設置するとともに、地域及び各機関への支援を目的とする「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」を設置する充実強化した体制となり、量研（放医研）は、新たな体制下における「高度被ばく医療支援センター」として指定を受けた。

平成30年7月25日の原子力災害対策指針の改正では、被ばく医療体制を継続的に強化していくために、現在指定されている5つの高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量研、広島大学、長崎大学）の中で中心的・先導的な立場として機能するセンターが必要であるとされ、量研はその役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定を受けることとなった。今後、量研は、我が国唯一の基幹高度被ばく医療支援センターとして、主体的、積極的な活動を期待されているところである。

本報告書は、量研が基幹高度被ばく医療支援センターとして実施する、原子力規制委員会原子力規制庁委託事業「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（基幹高度被ばく医療支援センター業務の実施）事業」の成果を取りまとめたものである。

第2章 体制の整備・維持（人材、施設、設備及び備品等）

2.1 事務局長の配置

「高度被ばく医療支援センター」業務の実施にあたっては、量子医学・医療部門高度被ばく医療センターに、本業務を統括する常勤の事務局長と事務を担当するスタッフを事務局として配置した。事務局は、主として高度被ばく医療センター内の各部と連携して業務を遂行し、必要とされる事項については、量研の各関係部署と適宜調整を行った。

事務局長及び事務を担当するスタッフは、他の支援センターが実施する研修にオブザーバーとして参加するとともに、平時より立地道府県等やその他の関係機関と緊密な連携を図るべく、支援センター事務局長会議、地域原子力災害医療連携推進協議会、全国原子力災害医療連携推進協議会、国及び立地道府県等による原子力防災訓練等に参加し、情報交換に努めた。

また、基幹高度被ばく医療支援センターとして、支援センター及び各関係機関間の連携の強化を図るために、高度被ばく医療支援センター連携会議をはじめとする有識者会合を主催した。

その他、「統合原子力防災ネットワークシステム」を活用し、テレビ会議での事務局長会議や、道府県原子力防災担当者連絡会議に参加するなど、支援センターや自治体、各関係機関との緊密な関係構築に努めてきた。

2.2 医療体制等の整備

(1) 医療体制等の維持管理

原子力災害拠点病院等の施設要件（以下「施設要件」という。）によれば、高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応が困難な長期的かつ専門的治療を要する被ばくを伴う傷病者や、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うこととされており、そのために必要な診療・患者受入体制を維持管理することが求められている。

量研は、担当部門である高度被ばく医療センターにおいて、除染設備や洗浄セットなどの医療資機材、ホールボディカウンターやバイオアッセイ装置を代表とする線量評価資機材、防護衣やサーベイメーターなどの防護資機材の点検・校正を実施し、引き続き医療体制等の維持管理を行った。

また、同じく施設要件によれば、高度被ばく医療支援センターは、被ばく医療分野及び高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価の分野から原子力災害拠点病院等に対して専門的助言を提供できる体制を整備することが必要とされている。

量研は、引き続きこれらの施設要件を満たすべく、専門知識及び技能を有する医師、看護師、放射線防護及び線量評価の専門家等の人員を配置し、専門的な見地からの助言を提供可能な体制の維持に努めた。



緊急被ばく医療施設（患者受入）



ホールボディカウンター
(校正用 BOMAB ファントム)

(2) 緊急時通信手段の整備、維持

高度被ばく医療支援センターの施設要件として、災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段が確保されていることが要求されている。

これに対し量研は、地上の通信系統の損壊時にも使用可能な衛星を経由した通信手段として、KDDI イリジウム携帯、同インマルサット、ドコモワイドスターⅡを配備するとともに、原子力災害等の緊急時においても利用できる通信手段の一環として、統合原子力防災ネットワークシステムを導入することで複数の通信手段を確保している。また、これらの緊急時通信手段については、関係機関との導通テストや機器の動作確認を定期的実施し、平時より整備、維持に努めている。

(3)原子力規制庁・支援センター間の情報共有体制

原子力規制庁及び両支援センター間での情報・課題の共有、対策・検討等、運営に係る打ち合わせを内容とする支援センター事務局長会議に出席した。

<支援センター事務局長会議 開催日>

○第1回 支援センター事務局長会議

開催日：令和元年5月21日

場 所：原子力規制庁

出席者：内閣府、原子力規制庁、両支援センター

○第2回 支援センター事務局長会議

開催日：令和元年7月17日

場 所：原子力規制庁

出席者：原子力規制庁、両支援センター

○第3回 支援センター事務局長会議

開催日：令和元年9月18日

場 所：原子力規制庁

出席者：原子力規制庁、両支援センター

○第4回 支援センター事務局長会議

開催日：令和元年11月27日

場 所：原子力規制庁

出席者：内閣府、原子力規制庁、両支援センター

○第5回 支援センター事務局長会議

開催日：令和2年1月29日

場 所：原子力規制庁

出席者：内閣府、原子力規制庁、両支援センター

○第6回 支援センター事務局長会議

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

2.3 「専門家」の配置等

施設要件によれば、高度被ばく医療支援センターは、原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療に関する専門家を派遣する体制を有することが求められている。また、高度被ばく医療支援センターは、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集や、内部被ばくを含む原子力災害、放射線被ばく等に関する研究についても行うことが求められている。

量研は、被ばく医療、線量評価及び放射線防護の高度専門的な技能を有する専門家を配置し、平時より関連データの収集や研究に取り組むとともに、緊急時には、防災業務計画及び原子力災害等対策規程に基づき、専門家の派遣を含む緊急時対応等を円滑かつ適切に遂行できる体制を整備している。

第3章 教育研修・訓練

3.1 自施設職員への研修の実施

原子力災害や放射線事故等が発生した場合、被ばく傷病者等の診療にあたる医療従事者が必要な知識・技術を備えていることは必要不可欠であるが、被ばく傷病者等の受入れを円滑かつ効率的に実施するためには、診療に直接関わらない事務職員も含め、全職員が放射線及び放射線影響に関する正しい知識を身に付けることも重要である。また、これに加えて量研の職員は、量研が担う社会的役割についても理解する必要がある。

量研は、その前身である放医研の頃からこれらの重要性を認識し、初任職員対象のオリエンテーションや定期的な研修・訓練を通じて自施設職員の技能維持・向上に努めてきた。また、量研が実施する多様な外部向け研修に自施設職員をオブザーバーとして参加させたり、海外の被ばく医療研修機関に職員を派遣するなど、幅広い研修の機会を設けることで、自施設職員の育成に努めた。

これらの方針に基づき、今年度を実施した主な自施設職員への研修は、以下のとおりである。

(1) 被ばく医療基礎研修（4月2日 受講人数 36名）

量研では、事務職を含む新入職員等及び一部専門職員等に対し、放射線や被ばく医療に関する基礎的な研修及び被ばく医療施設の見学等を行っている。本研修では、原子力災害時における量研の位置付けや役割、放射線の基礎と健康影響、原子力災害医療総論、放射線防護について講義を行い、原子力災害医療全般に対する理解を促した。また、被ばく傷病者等を受入れることへの不安を払拭するため、放射線や被ばくについて基礎的な情報から、二次汚染の可能性について説明するとともに、患者受入時に安全確保及び円滑な医療対応体制が整備されていることを説明している。

(2) イン트라ネットでの動画公開

全職員の知識確認及び中途採用された職員への研修等に活用できるよう、原子力災害医療中核人材研修で実施した講義のうち、基礎あるいは全般的な事項を内容とする講義の動画を、量研のイントラネットで常時公開している。

(3) 医療従事者（新人）向け研修（訓練）（8月23日 受講人数 20名）

QST 病院看護部の看護師（新規採用看護師を含む）に対して、「緊急被ばく看護基

礎訓練／研修」を実施した。本訓練・研修は、緊急被ばく看護の基礎知識の学習と患者受入における看護師の役割をカリキュラムの内容としており、実践的な看護技術の習得を目的としている。



自施設職員研修①



自施設職員研修②

- (4) 放射線業務従事者定期教育訓練（1月15日～17日 受講人数1,260名 ※DVD視聴により後日受講した人数を含む）

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射線業務従事者に対して義務付けられている教育訓練として、「放射線業務従事者定期教育訓練」と題した定期教育訓練を実施した。この教育訓練では、放射線規制に係る最近の行政動向として法改正の内容及びその業務への影響、最近の事故・トラブル事例等から学ぶ放射線の安全取扱いといった、最新情報等の提供を行った。

- (5) REAC/TS (Radiation Emergency Assistance Center/Training Site) への派遣

被ばく医療知識の習得を目的に、被ばく医療研修施設 REAC/TS（アメリカ合衆国テネシー州オークリッジ）での研修（2月4日～7日）に職員を2名派遣した。

なお、3月にも職員を1名派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により派遣を中止した。

3.2 「専門家」等への教育研修等の実施

量研において、緊急時に派遣される専門家として登録されている職員は、最新の知見や手技手法を得るため、業務の一環として、放射線や災害対応に関連する会議、学会、研修、訓練等に適宜参加している。本年度は、これらの活動により得られた知見を関係職員に周知・紹介することを内容とするREMAT報告会（8月1日）を開催した。

なお、3月にも同会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により中止した。

3.3 高度専門的な教育研修の実施

原子力災害及び被ばく事故の発生は極めて低頻度であり、医療従事者等が日常的な診療行為を通じてその経験を積むことのできる機会は、ほぼ皆無である。故に、原子力災害医療体制の構築にあたっては、教育研修・訓練等による継続的な人材育成に取り組むことが不可欠であり、高度被ばく医療センターの最も重要な役割の一つとして位置づけられている。

特に量研は、基幹高度被ばく医療支援センターとして、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター（以下「両支援センター」という。）の専門家を対象とする高度専門的な研修の実施についてもその任務としており、今後の我が国の原子力災害医療を主導する人材の育成を期待されているところである。

本年度において量研は、これらの役割を踏まえ、次に示す高度専門的な研修を実施した。

- ・原子力災害拠点病院において、ホールボディカウンター等の検査を担当する職員を対象として、測定機器の取り扱いに関連する技術と知識を教育する高度専門的な教育研修「ホールボディカウンター計測研修」
- ・放射性ヨウ素等の放射性物質が環境中に放出された場合、相当数の被験者に対しても迅速に甲状腺測定を行える体制の整備を目的に、専門知識がなくても、実際に検査を行う現場で測定を行うことができる者を養成する研修「甲状腺簡易測定研修」
- ・地域の原子力災害拠点病院の中核人材を養成する高度専門的な教育研修「原子力災害医療中核人材研修」
- ・被ばく医療領域の課題を整理し、関連領域のアップデート情報を共有するために両支援センターを対象に実施する「高度専門被ばく医療研修」

また、基幹高度被ばく医療支援センターである量研は、両支援センターが実施した研修受講情報等を一元管理することで、研修の実効性・効率性を確保するための情報管理体制の構築に努めることが求められており、昨年度より検討を進めてきた「被ばく医療等研修管理システム」の令和2年4月の稼働に向け、その構築を行った。

さらに量研は、令和2年度より運用を開始する新たな原子力災害医療研修制度の内容、評価、資格更新制度等の検討を目的とする研修認定委員会を設置した。

(1) 汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する高度専門的な教育研修

【ホールボディカウンター計測研修】

目的

本研修は、原子力災害拠点病院等において、原子力災害医療に不可欠である被ばく線量の推定・測定を行う人材の育成を目的としており、ホールボディカウンターと周辺機器の操作、測定、データ処理及び校正法等、内部被ばく検査や線量

測定・評価に必要な高度専門的な技術と知識を習得することを到達目標としている。

対象者

原子力災害拠点病院等において、被ばく線量測定・評価に従事し、平時にはホールボディカウンターと周辺機器類の管理を担当する者

研修期間 令和元年12月3日～4日

参加人数 22名



講義



実習

【甲状腺簡易測定研修】

目的

原子力災害時には、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの評価が重要であり、放射性ヨウ素等の放射性物質が環境中に放出された場合、迅速に住民等の甲状腺測定を行う必要がある。本研修は、専門知識が十分になくともNaI(Tl)サーベイメーターによる甲状腺簡易測定を行える人材の育成を目的としており、試験的に開催されるパイロット研修として実施した。

対象者

原子力災害時に甲状腺簡易測定を担当する（または担当する可能性のある）者

研修期間 令和元年10月21日

参加人数 22名



講義



実習

(2) 原子力災害拠点病院の中核人材等に対して行う高度専門的な教育研修

【原子力災害医療中核人材研修】

目的

本研修は、原子力災害拠点病院の指定要件の一つとして求められる、原子力災害医療に対する中核人材を育成するための専門的な教育研修である。本研修では、被ばく患者への医療対応や、放射性物質による汚染を伴う傷病者の医療施設における受入対応等に関する高度専門的な知識と技能の習得を内容とし、各機関での中心的役割を担える人材の養成を目的に実施した

対象者

原子力災害医療の拠点となる、原発立地・隣接 24 道府県の原子力災害拠点病院の医師、看護師、診療放射線技師等

研修期間 令和元年 7 月 3 日～5 日

※本年度の中核人材研修は、両支援センターによって 5 回開催され、量研はその中の第一回研修を実施した。

参加人数 18 名



講義



実習

- (3) アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）等の高度専門的な教育研修

本研修は、令和2年度より運用を開始する新たな原子力災害医療研修制度の下で実施を予定しており、本年度に設置した研修認定委員会において、検討が進められた。

- (4) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者等を対象とする高度専門的な教育研修

【高度専門被ばく医療研修】

目的

被ばく医療領域の課題を整理し、新しい動きなどを伝えるとともに、年度ごとに高度専門医療コースのテーマを絞って、関連領域のアップデート情報を支援センター間で共有することを目的に実施した。なお、本年度は、「急性放射線症（ARS）に対する診断・治療」をコースのテーマとした。

対象者

両支援センターで教育、診療にあたる医師を含む医療従事者、関連する教育担当者等

研修期間 令和2年2月12日

参加人数 19名

- (5) 研修認定委員会の開催

■第1回研修認定委員会

【開催日】 令和2年3月16日

【場 所】 31 Builedge 八重洲 会議室A（東京都中央区八重洲2-7-2 八重洲三井ビルディング3階）

【参加者】 委員9名（うち量研2名）、オブザーバー2名（原子力規制庁）、その他出席者8名

【議 題】

- ・ 委員会設置の背景について
- ・ 被ばく医療研修認定委員会について

- ・ 被ばく医療研修管理システムについて
- ・ 認定基準について
- ・ 研修主催者からの認定申請様式について
- ・ 研修修了の有効期限等について
- ・ 過去データの取扱いについて
- ・ 令和2年度研修の経過措置について
- ・ 研修受講によるインセンティブについて
- ・ 修了証書の様式について
- ・ その他

■第2回研修認定委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

3.4 自施設職員への定期訓練の実施

量研は、原子力災害に関係する職員に対し、原子力災害時の対応を円滑に行うための訓練を定期的実施しており、訓練を通じて使用資機材の維持・管理にも努めている。

本年度に実施した主な訓練は、以下のとおりである。

(1) 原子力災害等対策本部訓練（11月7日）

緊急時に量研が設置する原子力災害等対策本部の運営訓練として、国からの要請に基づく専門家派遣、病院への傷病者受入準備、その他量研放医研として必要な事項の指示・報告等、主に情報伝達に関する訓練を実施した。

(2) 患者受入訓練（8月23日）

原子力発電所内で発生した被ばく傷病者の受入訓練として、医学的トリアージ、全身サーベイ、負傷に対する医学的処置、ホールボディカウンター検査（想定）等を実施した。

(3) 緊急連絡システムを用いた通報連絡訓練（4月23日、6月28日、7月11日、8月29日、11月25日、12月2日、2月26日）

緊急連絡システムを用いて、各拠点から機構対策本部への通報連絡訓練を実施した。なお、本年度は7回実施した。

(4) ヘリコプターを用いた緊急時患者搬送訓練（3月3日）

千葉県消防局との合同訓練として、緊急時におけるヘリコプターを用いた患者搬送訓練及びそれに引き続き外来での受入手順の確認を実施した。

3.5 国及び地域の原子力防災訓練等への参加及び助言・指導

量研には、東電福島原発事故等の放射線事故への対応経験を有する医療従事者、専門家等が多数在籍している。量研は、これらの職員を国及び地域の原子力防災訓練等に派遣し、必要な助言や指導を行った。

本年度は、国の原子力防災訓練である令和元年度原子力総合防災訓練(11月8日～10日)に専門家を派遣するとともに、他2つの訓練への参加・視察を行った。

(1) 令和元年度原子力総合防災訓練 (11月8日～10日)

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

量研は、災害対策基本法に基づく指定公共機関として参加・協力し、内閣府の要請に基づき対応要員の派遣等を行うとともに、これに合わせ、機構本部及び量研放医研においても独自訓練を実施した。

【訓練想定】

島根原子力発電所2号機において、島根県東部を震源とした地震による外部電源喪失後、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装置等にも設備故障等が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

【訓練目的】

- ① 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ② 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③ 「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証
- ④ 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤ 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

【訓練参加内容】

緊急時モニタリングセンターに放射線モニタリングに係る企画調整、測定分析の専門家2名を派遣し、訓練評価者として被ばく医療等の専門家3名を島根原子力発電所、県庁、原子力災害拠点病院へ派遣した。また、訓練後の評価会合に専門家を派遣した。

なお、今回の原子力総合防災訓練に連動し、量研において原子力災害等対策本

部訓練を実施した。



患者搬送訓練

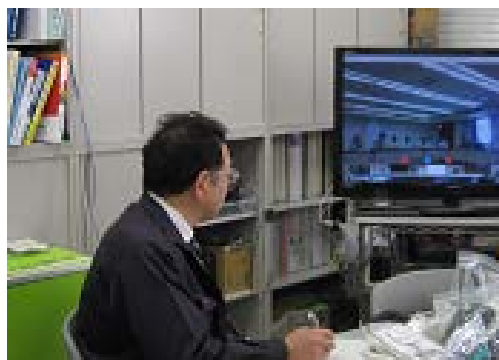


避難退域時検査

(2) 静岡県原子力防災訓練 (1月29日)

【訓練概要】

中部電力株式会社浜岡原子力発電所4号機で過酷事故が発生したことを想定し、被ばく・汚染が疑われる患者の搬送及び内部被ばくの測定等の訓練を通じて関係機関の連携等を検証することにより、今後進めていく新たな原子力災害時の医療体制の整備を目的として実施された。量研は、テレビ会議等による連携訓練に参加した。



テレビ会議

(3) 鹿児島県原子力防災訓練 (2月9日)

【訓練概要】

大規模地震の発生により、九州電力株式会社川内原子力発電所においてシビアアクシデントが発生、その後、放射性物質が放出されたと想定し、事故の進展に応じて、県、関係市町、関係機関が協働・連携し、地域防災計画に基づく訓練として実施された。量研は、患者受入訓練の評価を行った。



患者受入訓練

第4章 原子力災害医療関係ネットワークの構築

4.1 外部専門家との全国的な連携、協力体制の構築

量研は、高度専門的な被ばく医療及び原子力災害医療を支援するための専門家ネットワークを平時から構築することが重要であると認識し、専門家間の情報交換のための会合を定期的に開催している。本年度は、高度被ばく医療支援センターに所属する有識者が委員を務める「高度被ばく医療支援センター連携会議」を2回開催するとともに、専門分野に関する検討部会である「医療部会」及び「線量評価部会」を各1回開催した。

(1) 高度被ばく医療支援センター連携会議

平成31年3月31日に締結された「高度被ばく医療支援センター間の連携協力に関する協定書」に基づき、高度被ばく医療支援センターの課題検討、情報共有を目的とする高度被ばく医療支援センター連携会議を開催した。

■第1回会議

【開催日】令和元年6月10日

【場 所】量子科学技術研究開発機構 東京事務所会議室(富国生命ビル22階)

【参加者】委員12名(うち量研2名)、オブザーバー5名(原子力規制庁)、その他出席者9名(高度被ばく医療支援センター事務局員)

【議 題】

- ・ 連携会議での協議事項
- ・ 課題に応じた検討部会の設置について
- ・ 研修管理システムについて
- ・ 意見交換及び今後の進め方
- ・ その他

■第2回会議

【開催日】令和元年10月7日

【場 所】フクラシア丸の内オアゾ15階 会議室 J

【参加者】委員12名(うち量研4名)、オブザーバー7名(原子力規制庁)、その他出席者17名(高度被ばく医療支援センター事務局員)

【議 題】

- ・ 連携会議第1回会議議事概要について

- ・ 医療部会第1回会議開催報告について
- ・ 線量評価部会第1回会議開催報告について
- ・ 支援センター向け高度専門医療コースについて
- ・ 原子力災害時の医療に関する研修制度について
- ・ その他

■第3回会議

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(2)医療部会

高度被ばく医療支援センター連携会議での決定に基づき、被ばく医療診療マニュアルの策定及び情報共有等を目的とする医療部会を開催した。

【開催日】令和元年9月20日

【場 所】量子科学技術研究開発機構 研修棟3階講義室3

【議 題】

- ・ 5センター間の医療関係連携に関する意見交換（課題と情報共有等）
- ・ 診療マニュアルの構想と調整状況について
- ・ その他

(3)線量評価部会

高度被ばく医療支援センター連携会議での決定に基づき、線量評価マニュアルの策定及び新規課題抽出、情報共有を目的とする線量評価部会を開催した。

【開催日】令和元年9月26日

【場 所】量子科学技術研究開発機構 被ばく医療共同研究施設6階会議室

【議 題】

- ・ 5センター間の線量評価部会連携に関する意見交換（課題と情報共有等）
- ・ 線量評価マニュアルの構想と新規課題抽出について
- ・ その他

4.2 全国原子力災害医療連携推進協議会への協力

全国（24立地道府県）の原子力災害医療関係者、原子力災害医療専門家の人的ネットワークを構築し、連携を推進・強化するための会合として開催された「全国原子力災害医療連携推進協議会」に参加し、運営にも協力した。

なお、本年度の会議は、国立大学法人長崎大学の主催により開催された。

【開催日】 令和2年1月28日

【場 所】 富士ソフトアキバプラザ 5F アキバホール

【出席者】 原発立地隣接24道府県関係者、原子力災害拠点病院、関係省庁、原子力事業者、関係機関等

【議事概要】

- セッションⅠ
教育現場、医療現場等での被ばく医療分野における人材育成の取組事例について
- セッションⅡ
来年度以降の原子力災害医療に係る人材育成について
- パネルディスカッション
原子力規制委員会伴委員が座長を務め、他6名の有識者によるパネルディスカッションが行われた。

(空 白)